

## 平成27年度第1回木更津市総合教育会議 会議録

- 開催日時 平成27年5月12日(火) 午後4時から午後5時15分まで
- 開催場所 木更津市役所6階委員会室
- 出席者  
(構成員) 市長 渡辺芳邦、教育長 高澤茂夫、教育委員 石井英美、長谷部理絵、吉田一雄  
(事務局) 久良知総務部長、萩野総務部次長兼職員課長、高岡総務課長、曾田副主幹  
(教育委員会事務局) 鹿間教育部長、斉藤教育部次長兼教育総務課長、平野副主幹

- 議題及び公開又は非公開の別
  - (1) 総合教育会議について(公開)
    - ①総合教育会議について
    - ②木更津市総合教育会議運営要綱について
    - ③木更津市総合教育会議傍聴要領について
  - (2) 今後の進め方について(公開)

- 傍聴人の数  
0人

- 会議の内容

事務局(久良知) それでは定刻となりましたので、平成27年度第1回総合教育会議を始めます。私は総務部長の久良知と申します。よろしくどうぞお願い申し上げます。

なお、武井委員は、ご都合により欠席をされていますので、ご報告させていただきます。それでは、式次第に入ります。渡辺市長から挨拶を申し上げます。

市長 あらためまして、皆様、お疲れ様でございます。教育長及び教育委員の皆様には、大変急なご連絡にもかかわらず、お忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。昨年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が可決成立し、本年4月から施行されております。

この法律によって、教育委員会と市長が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする、総合教育会議を設けることとされました。

本日、ご参会の皆様のご意見をお伺いしつつ、皆様とともに本市の教育の推進に尽力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

事務局(久良知) それでは、早速議事に入りたいと存じますが、この総合教育会議は今回初めてのことでございますので、運営要綱あるいは、要領といったものをまずは決めていただきたいと存じます。この要綱で議長を決めていただくわけですが、それまで市長に議長をお願いしたいと存じます。それでは市長、よろしくお願いいたします。

市長 はい、それでは、お手元の資料に基づいて、早速、議事に入りたいとします。まず、議事(1)総合教育会議について、1、総合教育会議について、2、木更津市総合教育会議運営要綱案、3、木更津市総合教育会議傍聴要領案は関連事項でありますので、一括して事務局から説明をさせていただきます。総務部総務課、高岡課長、よろしくお願いいたします。

事務局（高岡） 総務部総務課長の高岡でございます。よろしくお願いたします。本日、お配りいたしました資料に基づきまして、まず総合教育会議についてご説明申し上げます。資料1-1をご参照ください。平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。そこで地方公共団体の長が、総合教育会議を設置しなければならないものとされました。こちら資料1-2の第1条の4で柱書きに地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする規定がされております。

こちらの総合教育会議のメンバーでございますけれども、資料1-1に市長、教育委員会と書かさせていただいております。教育委員会は、教育長と教育委員4名となっております。こちらにつきましましては、資料1-2、条文で確認をいたしますと、第2項の総合教育会議は次に掲げる者をもって構成する。地方公共団体の長、教育委員会となっております。

続きまして、会議の開催でございます。総合教育会議につきましましては、法律では、年何回開催しなければならない、定例会を開催しなければならないといったような規定はございません。事務局といたしましては、今のところ、例えば予算などは市長の権限になっておりますので、定例会として年3回程度の開催を考えております。

なお、大綱を定めなければならないのですけれども、大綱を定めるまでは、継続的に開催する必要があると考えております。この大綱策定のスケジュールの案につきましましては、後ほどご説明させていただきます。

このほか、緊急に市と教育委員会との間で協議、調整が必要となった場合につきましましては、随時、会議を開くものと考えております。

資料1-1の③、会議における協議・調整事項、こちらにつきましましては、資料1-2の柱書きに①、②、③と数字とふって、線を引かせていただいております。

総合教育会議はいったいどういうことをやるのかといいますと、まず、1番目といたしまして、大綱の策定に関する協議、こちらが一つ目の内容となります。

この大綱につきましましては資料1-3、この資料は与党の教育改革に関するワーキングチームの資料ということで、インターネットに出ております。国の資料でございます。こちらの資料に基づきますと、一番上に大綱とございます、この部分が大綱の策定に関する協議にあたるかと考えております。

このイメージ図にはいくつかの例が示されておりますけれども、大綱の対象期間は、国といたしましては、首長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものと想定しているとの説明をしております。

続きまして、資料1-2の②、次に掲げる事項についての協議、これは各号といたしまして、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、例えば学校等の施設の整備は、市長の予算編成権限に関係するものでございます。

そのようなことから、市長と教育委員会の事務との連携が必要となる、そういった事項が一つの例として挙げられます。

次に第2号に掲げる、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置、こちらにつきましましては、例えばい

じめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合など、緊急に市長と教育委員会が協議すべき事項などが想定されております。

そして、これらの協議と併せて行われる、市長と教育委員会の事務の調整というのが、③になるということになります。資料1-2、第9項、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるとされております。これに基づきまして、資料2の運営要綱を定めようと考えているところでございます。

ここで案を提示させていただいておりますので、読まさせていただきます。趣旨、第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、木更津市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 市長は、総合教育会議の開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

第3条 会議は法第1条の4第2項で規定する構成員のうち、市長、教育長の出席がなければ開くことはできない。こちらにつきましては、総合教育会議のメンバーは、先ほどご説明させていただいたとおり、市長と教育委員会という機関同士となっておりますので、市長及び教育委員会を代表する長が欠けたときには、会議を開くことができないと考えているところでございます。

第4条 総合教育会議の会議は、市長がその議長となる。

第5条 次に掲げる場合であって、市長及び教育委員会が会議を非公開とすることに合意したときは、法第1条の4第6項ただし書きの規定により当該会議を公開しないものとする。

第1号といたしまして、木更津市情報公開条例第7条に規定する非開示情報が含まれる事項について協議又は調整を行う会議を開催する場合。

第2号といたしまして、会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合。

第6条、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。1号、会議名称、2号、開催日時、3号開催場所、4号、出席者氏名、5号、議題及び公開又は非公開の別、6号、非公開の場合の理由、7号、公開した場合の傍聴人の数、8号、発言内容、9号、前各号に掲げるもののほか、総合教育会議が必要と認める事項。

第2項、市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれをインターネットを利用する方法により公表するものとする。

第7条 総合教育会議の事務局は、総務部総務課に置く。

第8条 総合教育会議には、木更津市教育委員会の事務局の職員を会議に同席させることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

こちらが運営要綱案となります。続きまして、資料3、木更津市総合教育会議傍要領、第1条 この要領は、木更津市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。この傍聴要領は、先ほどご説明をいたしました要綱の9条に定めによる要領と考えております。

第2条 総合教育会議は、会議の開催を事前に公表するものとする。公表は会議のお知らせ（別記様式1）を庁舎内に掲示するとともに、当該お知らせに掲げる事項をインターネットを利用する方法により行うものとする。

本日の会議につきましては、要領はまだ決まっておりませんが、庁舎内に掲示をさせていただいております。

第3条 総合教育会議は、会議の開会予定時刻30分前から会議を傍聴しようとする者の申込みを受け付けるものとする。

第2項 総合教育会議は、前項の受付の際、木更津市総合教育会議傍聴人受付名簿（別記様式2）の記入を求めるものとする。こちらにつきましては、教育委員会傍聴人規則と同じ内容となっております。

第4条 市長は、会議の都度、会議の開催場所等の規模を勘案して、傍聴する者（以下傍聴人という。）の定員を定める。

第2項 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴しようとする者が前項の定員を超える場合であって、総合教育会議が必要と認めるときは、抽選によることができる。

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。ただし、総合教育会議が特別の理由により認めた場合は、この限りではない。これは、「ではない」ではなく、「でない」です。「は」は余分でした。

第1号 会議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

第2号 会議場において発言しないこと。

第3号 みだりに席を離れないこと。

第4号 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。

第5号 飲食または喫煙をしないこと。

第6号 携帯電話等は電源を切り、使用しないこと。

第7号 パーソナルコンピュータ等を持ち込まないこと。

第8号 会議場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

第9号 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。

第2項 総合教育会議は、前項の規定に従わない者に対し、会議を円滑に進行するための指示をすることができる。こちらも教育委員会傍聴人規則と同じ内容となっております。

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。後は様式となっております。以上で私からの説明を終わります。

市長 ただいま、事務局から三つ、一つめは総合教育会議の説明、二つめ、運営要綱、三つめ、傍聴要領についての提案がございました。それぞれ、ご質問、ご意見をいただければと思いますが、まず最初の説明、何かわからないことがありましたでしょうか。

総合教育会議についてということでしたけれども。法律等々の説明がございました。

教育委員（石井） 以前、私達も勉強会をさせていただいておりますので。

市長 よろしいでしょうか。それでは運営要綱、傍聴要領、それぞれについて、まず、要綱についてご

質問がございましたら。

教育委員（吉田） 第3条で「市長、教育長」となっていますが、これは誤解を招くので、両者でなければいけないとすると、「市長及び教育長」ではないでしょうか。

事務局（高岡） ここは修正をさせていただきます。

教育委員（吉田） それから、これは規定がないわけですけど、定足数はどういうふうに考えるのですか。

事務局（高岡） 機関同士の会議ですので、市長という機関、教育委員会という機関がそろえば、まずは成立すると。そういったことで最低限、市長及び教育長の出席があれば、会議の成立はすると考えております。以上です。

市長 ほかにいかがでしょうか。

教育委員（石井） 確認ですが、教育委員、4名欠席でも成立すると考えてよろしいでしょうか。

事務局（高岡） そのような会議の設定をするとは考えておりません。緊急に、いじめ問題で、本当にどうしても記者発表しなければいけないとか時間がないとか、そういった場合には、あつてはならないことですが、そういうこともあると考えています。

市長 他にいかがでしょうか。

教育長 第5条に木更津市情報公開条例第7条に規定する非開示情報とあるんですが、想定されるのは、個人情報が含まれるものとか、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

事務局（高岡） そのとおりでございます。

教育長 第2号の当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認めれるとは、議題に供するうえで、その供したものが、ある特定の地域の利害関係に関するものとか、そういった形で解していいですか。

事務局（高岡） そのとおりでございます。

市長 他によろしいでしょうか。

教育長 もう一点、第6条第2項のところインターネットを利用する方法というのは、ホームページを指すものと解してよろしいでしょうか。

事務局（高岡） この後、総合教育会議のホームページを立ち上げて、その中で公表をしていく考えでございます。以上です。

事務局（久良知） 市のホームページに掲載するのではないのか。

事務局（高岡） 市のホームページの中にそういうページを設けてということです。

教育長 総合教育会議という項目を設けるわけですね。

事務局（高岡） そういうことです。

市長 他にいかがでしょうか。次に傍聴要領について、何かご意見、ご質問ありましたら。

教育委員（吉田） 第2条の、インターネットの件なんですが、実運用ではインターネットを利用して公開、通知をするとしても、条文に入れるべきですか。そうするとかなり縛りをかけられるというか、きつくなると思うんですけど。

事務局（高岡） 会議公開条例にかかる審議会等につきましても、インターネットで公表するとしておりますので、それと同等以上の事前公表が必要と思われるので、そこは必ず条文に入れて、職員はそれをきちっと守っていくというふうに考えております。

教育委員（吉田）　　というのは、さきほど、緊急の場合は、市長と教育長だけで成り立つと、そういう会議でも、それはインターネットで公に掲示するということですね。

事務局（高岡）　　そこは確かにそうやって載ってしまいますと、縛られてしまって、インターネットでというと、時間的にすぐに掲示できない可能性がありますので、そこは例外規定を、もしよろしかったら加えさせていただくという形でよろしいでしょうか。ただし書きということで、緊急やむを得ない場合はこの限りでないという一文を加えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

市長　　今、条文訂正をこの場でお願いします。

事務局（高岡）　　運営要綱の第2条でただし、緊急を要する場合については、この限りでないという規定がございますので、この条文をそのまま、こちらに追加させていただきたいと思います。

市長　　よろしいでしょうか。

他の委員　　それで結構です。

教育長　　傍聴要領第5条ですけれども、傍聴人は次の規定を守らなくてはならない、ただし、総合教育会議が特別の理由により認めた場合は、この限りでないの特別な理由とは、どんなことが想定されるのですか。

事務局（高岡）　　例えば8号なんですけれども、例えば何か、報道機関が報道したいという話が来たときに、特別に総合教育会議が認めるのであれば撮影ができるとか、全部の号に関するというよりは、この中のどれか一つを排除できるとか、そういった形で考えられると思います。以上です。

教育委員（吉田）　　今のプレスの話は、傍聴人ではないでしょう。

教育長　　傍聴人の方がおいでになって、緊急、やむを得ない場合であって、もしメールで親御さんが亡くなったという時に離席をすとか、条件はいろいろとあると思うのですけれども、想定上、どんな理由があるのかなど。

事務局（高岡）　　ここでは、想定できない理由でどうしても傍聴したい人が来た場合、会議の中で協議をすれば、ダメだと言うじゃなくて、場合によっては認めうるという、今現在明確な想定はできないんですが、多少余裕といいますか、そういったところを持たせてあると考えていただければと思います。明確に出来ずに申し訳ございません。

教育委員（吉田）　　第4条でいきなり市長と出て来ますが、市長ではなく、議長が決めるのではないですか。

事務局（高岡）　　運営要綱のほうで、会議になった場合には市長が議長になりますが、その前段としては市長が会議を招集するとなっております。招集の段階で人数を勘案して決めますので、このまま市長とさせていただきます。

市長　　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは運営要綱、傍聴要領について、この案でよろしいでしょうか。

他の委員　　いいです。

市長　　ありがとうございます。それでは、次に移りたいと思います。議事2、今後の進め方につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（高岡）　　それでは、私から今後の進め方について、ご説明いたします。本日お配りさせていただきました資料4、こちらをご覧ください。木更津市教育大綱のテーマということで、こちらに

つきましては、木更津市教育振興基本計画の7つの基本目標に記載してあります政策の名称をまず挙げております。

また、その個々の政策について、市長の意向を踏まえた、項目出しをしてあります。今後は、この資料に記載してある政策及び掲げた項目について、市長のお考えと教育委員会側のお考えを伺いまして、協議・調整が整ったものについて、大綱の素案として取りまとめてまいりたいと考えております。大綱テーマ案につきまして、市長の考えをお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

市長 私の方から、説明をさせていただきたいと思います。

大綱のテーマということなのですが、すでに総合計画、また、教育振興基本計画ができております。この教育大綱の作り方なんですけども、元の法律、資料1-2、この四角の右側、右から5行目、注解の2に大綱は地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載される必要はない。というふうにされております。

また、この資料1-3の資料においても、大方、箇条書きで大綱をつくるような形にもなっております。今回、教育振興基本計画があるので、今回の大綱については教育振興基本計画の中から特に教育委員会と市長もしくは市長部局と、合意すべき、又は取組むべきテーマというものを大綱として定めて行きたいというふうを考えまして、大綱の大きな柱に沿って、テーマ出しをさせていただきました。

まず一つめ、子育て支援の充実の1番として、小一の壁の解消（学童クラブの拡大）とさせていただきます。

この小一の壁、私から言うまでもないのですが、保育園から小一に上がって、特に保護者が預ける場合に、学童クラブに預けていくわけですが、預かり時間が短くなったり働く時間の変更が必要であったり、また、スタートして4月1日から学童クラブが開園されるまでの数日の問題があったり、含めて、小一の壁というのを何とか子育て支援としてサポートしていく努力をしていきたいと、それを皆さんと一緒に考えて行きたいと、特に学童クラブがまだないところもありますので、その充実を目指して行きたいということです。

二つ目、学校教育の充実とありますが、まず、1番目が小中学校の統廃合及び、未利用財産の整理、これはもう既に教育委員会の方でもだいぶ議論されておりますし、この方向性もある程度は示されているところですが、これから先、地域にとっても、子どもたちにとっても、統廃合の方向性はしっかり示すべきところだと思いますし、未利用財産もこの活用については、一般会計の中でもこれからの財政フレームの中でもある程度見込まなければいけない、売却も含めて考えていかなければならないこともありますので、これについても整理をしていきたい。

2番目が、健康・体育・安全指導の充実（体力強化）ということですが、この健康・体育・安全指導の充実というのは教育振興基本計画の中にもありますけれども、この中の特に、体力の強化、体力の低下は深刻な問題であるというふうに認識しております。

特に外遊びやスポーツ活動時間の減少であったり、手軽な遊び場がなくなったということもあってですね、今後もう少し強化をしていくべきだと思っています。

3番目が、食育や環境教育としての「地産地消」給食教育の推進、それぞれ、食育、環境教育、地産地消、については、それぞれのテーマで入っていますけれども特に食育環境教育というのは、

食につなげることで、認識が深くなるということもありますし、特に給食の残渣のリサイクル等へとつなげていくといいのではないかというふうに思っておりますし、中郷、鎌足、馬来田地区の小中学校にとっては、自校式ということもあって、こういった循環をさせることができますので、学校の特色付けと言う意味でも、もしできれば進めて行きたい課題でございます。

また、これは大きな話としても、木更津地域がこれから東京湾岸の中でのほかの都市との競争に打ち勝つことを考えるにあたっては、こういった、地産地消であったり、オーガニックとかっていうテーマとか、特に取組んでいくことによって求心力も高まっていくというふうに思っているところです。

三つ目、青少年の健全育成、青少年の居場所づくりと見守り体制の強化ということでございます。青少年の居場所づくり、放課後子ども教室というのは、教育委員会の方でも進めておりますけれども、放課後でいうと学童クラブもあります、一方で、それらに入っていない子達の行き場がない。放課後の子どもたちの居場所っていうのは、地域の子どものたまり場、変な意味じゃなくて、公民館であったり、子どものたまり場っていうのをもう少し一緒に考えて行きたいということもあって、あげさせていただきたいと思っておりますし、それに併せて見守りの体制も地域の中でできればと思っております。

四つめ、社会教育の推進、1番目が社会教育施設の充実、公民館を中心とした、図書館であったり、それらの充実については、これから耐震の診断もありますので、整備はしていかなければならないと思っております。

一方で、地域住民の自立に向けた教育活動と、協働による地域づくりの支援活動と書かせていただいておりますけれども、社会教育については、これまで公民館を中心に学びから絆へということで大きな成果をあげてきたと思っております。

一方で、高度成長時代の社会教育というのはある程度の意味も成果もあった中で、これだけ市長部局でも、社会教育というか社会啓発みたいな意味で、いろんな部署でいろんなそんな取組みが進んでいるわけですけれども、もう少し、地域の自立に向けた教育活動であったり、学びから絆へということで、この絆をもう少し、地域の方へ持っていくことができないかということで、特に防災であったり、福祉であったり、さきほどの青少年の健全育成を地域の方が、自分たちの地域の課題として解決できるような、サポートを中心とした社会教育というものができないか思っております、あえて入れさせていただいております。

五つめがスポーツレクリエーションの振興、まず一番がスポーツ施設の整備でありますけれども近年、江川の総合グラウンドを中心にスポーツ施設の整備を推進しようということで進んでおりますけれども、まだまだ、特に屋内運動場は、学校にはありますけれども、市全体の市民が利用する施設としては足りてないと、これを増やすという訳ではないのですが、スポーツ施設の整備というのはもっと進めなければいけないのかなというふうに思っております。

そして、スポーツ大会の開催、及び誘致支援、近年では、アクアラインマラソンであったり、今年トライアスロンにもご尽力いただいているわけですが、地の利を活かしてもっと多くの各種大会、交流という意味でも誘致をしていければというふうに思っております。

そして、六つめ、市民文化の充実、多彩な芸術文化活動の推進とありますけれども、近年いろんなお話、この木更津にもありまして、これはかなり専門的な学校ですけれども、そういったものを



積極的に受け入れていきたいということもあったり、また、違う角度で、映画祭であったり、いろんなイベントのオファーがあって、積極的に教育委員会の皆さんと一緒に進めていきたいというふうに思っております。産業とかまちづくりにもつなげていく意味でも、市全体で取組んでいければというふうに思ってます。

七つめ、人権擁護の推進、人権意識の高揚というふうに書かせていただいておりますけれども、さまざまな人権問題がございまして、いじめからDVまでいろいろあるわけなんですけど、要望によってもう少し幅広くやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上、教育大綱のテーマということで、各7つの柱に対して、テーマを挙げさせていただいております。

これについては、次のスケジュールの説明をさせていただいた後に、またご意見をいただきたいと思っております。では事務局一旦お願いします。

事務局（高岡） 今後のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。本日、会議の進め方や協議のテーマについて、お時間がない中で開催させていただきました。

教育大綱についての市長の考えもお聞きしましたので、資料4の2にありますとおり、2回目、3回目で、それぞれの項目について意見交換をしていただきまして、その協議の内容を踏まえて、4回目で大綱の素案を事務局の方でまとめさせていただき、その素案についてご協議をいただきたいと考えております。

その後、案が固まりましたら、9月の議員全員協議会で、大綱の案の説明をした後、意見公募手続きということで、広く市民の意見を求めていきたいというふうに考えております。

この意見公募手続きの結果を踏まえて、また再度、この会議で協議させていただいて、11月を目途に大綱を決定するというふうに、今のところ考えております。以上でございます。

市長 教育振興基本計画の計画期間は？

教育長 4年です。

事務局（久良知） 総合計画に合わせる形。

市長 総合計画も今年を含めて4年ですので、今年を含めて、まず、テーマの策定が先になってしまっていますが、教育大綱の計画期間を4年を期間として進めていきたいと考えております。今回は説明文も準備をする時間が無かったので、あらためて、もしこういった方向でよければ、第2回、第3回で大綱を詰めさせていただきたいというふうに思っております。

今日のところはこういった形で、詳しい部分は、説明し切れない部分はたくさんありますので、こういった形でいいかどうかというご意見、ご質問をお願いしていきたいと思っております。それではお願いします。

教育委員（吉田） 網羅的でなくともいいというお話があった割には、教育振興基本計画の1から7と表現が合っているんですけど。

教育委員（長谷部） 教育振興基本計画の柱ごとのテーマに合わせてくれたのだと思います。

教育委員（吉田） 表現を教育振興計画に表現を合わせたということでもいいんですか。

市長 その中からテーマを特出ししたということ。特に市長部局として、協力しなければいけない部分であったり、一緒にやらなければいけない部分として出しています。この中で逆に、教育委員会から子育て支援のこんな部分できるとかそのようなことが、次回以降の会議の中で出ればいいな

と思っていますし、これはやれるのではないかというものもあれば、話し合いの中で詰めていきたいというふうに思っております。

教育長 市の基本計画も教育振興基本計画も出来ていますので、すりあわせをする必要があると感じまして、ご意見を聞きながら、特に教育振興基本計画の文書表現中で、今市長がおっしゃったテーマについて、触れているかどうかを確認させていただきました。学校教育の充実の中に小学校の統廃合、未利用財産の整理が言葉として入っています。

そういう形で見えていったのですが、子育て支援の充実が見つからないんです。というのは、教育振興基本計画の子育て支援の充実が、4ページを見ると幼児教育ということで、教育振興基本計画は展開しているんです。

市内の私立幼稚園の運営を支援することの現状と課題が提起され、その後に12ページのところに具体的政策が出ていますけれども、その政策1のところ、子育て支援の充実の中に、幼児教育の充実を図りますと記載され、前の私立幼稚園の支援とタイアップできているんです。小一の壁の学童クラブですから、一歩成長したところの、幼児期の教育から学童期の教育に移るところのものなんです、そんなに大きく乖離はしていないけれども、少なくとも何らかの形で教育振興基本計画からの特出しとした方が扱いやすいと思います。また、見た人がこの教育振興基本計画には多くの取り組みが記載されているが、これだけのことしかやらないのかという見方をされるとよろしくないと思うので、特に4年間の中で重点施策として取り組んで行きたいのがこういう項目だというような冒頭部の説明等があれば、うまくつながっていくのかなという気がします。

事務局(久良知) 今のお話ですけれども、本当におっしゃっていただいたとおりで思っております。やはり、この総合教育会議というのが、そもそも出来た趣旨からして、市長部局それと教育委員会、それぞれの関連するようなことについて、協議・調整を図って、施策をこれからおのおのの中でそれをフィードバックしてやっていくのだろうというような考えでおりますので、必ずしも教育委員会で作られた計画の中だけの話だけでもないのかなと考えております。

ただ、全く違う柱でやっていきますと、わかりづらいかなということもあって。柱は、この教育委員会の方で作られた計画に基づいた柱で、子育て支援の充実であるとか、様々なものを挙げさせていただいているところでありまして、基本的には、当然教育委員会の中だけで施策をやっていたく訳ではなくて、市長部局も一緒になって何かやっていく施策というところで、お互いに関係するようなところを話しあっていただいて、それぞれにまたフィードバックして、新たに計画に盛り込むでも構わないと思うのですが、こんな形で歯車はピタリとあっていく、それが総合教育会議に重要なところかなと思います。先に出来た計画で触れていなくも、新たな視点で追加するという部分でも、私としては構わないのかなと思います。

そのあたりがきちんと理解して頂けるような大綱の説明を書かなくてはいけないなというふうに思っております。

教育委員(吉田) 子育て支援の話をするとう教育委員会としては、子育て支援というと子どものほうだけれども、先ほどの市長の話の聞くと、どうも親のほうに着目をしていると思われま。

教育委員(石井) 教育委員会が、今市長の言われた保育園から学童クラブへの移行ということで、教育委員会が扱うのは、保育園は管轄が違うから、そこではっきり分かってしまっていますよね。本来は、私はそうではないと思うんですけど、教育委員会の範疇から外れているから、保育園の扱いは

すごく曖昧なところがある、個人的には皆さん、おかしいと思っているのだけど、教育委員会という組織で扱っていないので、なかなかうまくいかない。

だからそういうところで、市長部局のほうで、保育園は市長部局で扱っているところですから、そこも含めて大綱を決めていく、さっき久良知部長が言われたことになるのかなと私は思います。

市長 一つめの話は、そんなに難しくなくて、学童クラブをやるのは福祉部なんですよ。もし、設置する場所を考えた場合に、これから学校の中とか公民館とかそういうことが考えられるだろうと。

そういう意味でも、地域を考えた時に教育委員会と場所を含めて考えていかなければならないのではないかなということなんですよ。

教育委員（石井） 確かに一小でも民間がですね、敷地の中を借りて学童保育やってますよね。あれについては、宮崎さんが今、一角を借りてやっていますよね。あれ借りているんですよね。

市長 一小はPFIでやっている。教育委員会として、学校としては貸していない。今まで貸した例はない。あれはPFIなんで、もう少し柔軟に考えるべきだと思います。

教育委員（長谷部） 学童保育に関しては、学校を使う場合は、昇降口を別にして、お手洗いや別で括りが強い。学校内に作るとなると、学校教育課とか教育部だけではなく、話がとても難しい。

市長 岩根小学校は、岩根小って学童やっていますか。

教育長 学校でやっています。

市長 使っていない教室、校舎でやっていますよね。

説明員（鹿間） 市長が言われた、現在学校の教室を使って学童保育をやっているのは、基本的に余裕教室を使っています。PFIの一小を除いては、学童保育のための公設は市の方針ではないと認識しています。

教育委員（長谷部） 一貫して市はやらないっていうイメージを私は受けていますけど。結局、請西小もむつまみですよね。市は運営しない。公設にはしない。

教育長 運営主体は市はやらないということですね。

説明員（鹿間） 現在、市は民設民営が方針です。ですから今、学校でやっているのは、余裕教室を活用、運営をやってもらっている。それを市長は、公設で建ててもいいんじゃないのかというご意見でしょうか。

市長 空いていれば公設と一緒にじゃないですか。

説明員（鹿間） 学童保育のための公設はしないというのが、現在の方針と認識しています。

市長 空いていれば、市の財産使うんで公設じゃないですか。そういうことを含めて、整理をしていきながら、やっていったほうがいいんじゃないでしょうか。

教育委員（長谷部） 学童と放課後子ども教室が重なって、見極めがとても難しい。みんなすべて、教育委員会が関係なくしていること。

教育長 放課後子ども教室は生涯学習課。あれはかなり時間的な縛りが出てくる。

教育委員（長谷部） 千葉県は放課後子ども教室をずいぶん推進しています。

教育長 千葉県の施策の一つでもあるので。

教育委員（長谷部） その辺を木更津市はどう区別していくのか。学校の中に作るのなら、市長のお考えが公設というお考えなら、それに沿ってどういうふうにしていくのか。

市長 公設というか空いているならいいのでは。

教育委員（長谷部）　私が委員をしている間、学童保育についてという案件がテーブルにあがったことは一回もないですね。いわゆる関係ないという。

教育委員（吉田）　関係ないというか、いわゆる管轄外。関係なくはないのだけれども、組織の中では扱わなくていいということだから。

教育委員（長谷部）　一小に入った時に、私はいい学童だなと思った。

教育長　所管が教育委員会ではないからでしょう。だから教育委員会会議にのってこない。

教育委員（長谷部）　子どもたちのことを考えたら関係のない話で、どこがやろうが、誰がやろうが、要は子どもたちがちゃんと守られていけばいいこと。

市長　他にいかかでしょうか。

教育長　そういったことも含めて、次回話し合うということ。

事務局（久良知）　さきほど、市長からテーマを挙げさせていただきましたけど、大綱としてこういうふうに掲載すべきなのか、書くべきなのかどうなのかというものも、ご議論いただきたいと思えますし、他のテーマがあれば、発展をさせていただいてというのもありと考えております。

市長　よろしいでしょうか。それでは、その他事務局からお願いします。ないようでございますのでこれで、平成27年度第1回総合教育会議を終了とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

平成27年7月3日

木更津市総合教育会議

議 長　渡 辺　芳 邦